

市民後見人養成講座

成年後見制度は、認知症、知的・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方を保護し、支援する制度です。
市は地域の実情に詳しく、きめ細やかな対応が期待できる「市民後見人」の養成講座を開催します。

市民後見人養成講座

説明会【動画配信】

成年後見制度の説明や市民後見人の役割、市民後見人養成講座の目的やスケジュールなどの内容の動画を配信します。

期間：令和2年9月15日～10月9日(参加申込書締切日)

※上記期間終了後も視聴することができます。(令和3年2月末まで)

URL：<https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013121600651/>



令和2年10月9日(金)までに、参加申込書兼レポートを郵送にて提出してください。(直接提出も可)
レポートにより選考し、郵送にて受講の可否をお知らせします。

養成講座 定員 30名

動画による講座と集合講座を併せた講座内容で、受講しやすい構成になっています。 ※詳細なカリキュラムは別紙

オンライン講座：令和2年11月～令和3年2月 全8回

集合講座：令和2年11月7日～令和3年2月20日 全6回

対象者：
・本市に在住又は在勤の方で令和2年4月1日現在20歳以上の方
・高齢者や障がい者等の成年後見制度に興味・理解がある方
・当該講座のすべてに参加することができる方
※動画を視聴できるインターネット環境等を用意できることも条件に含みます。
・市民後見人として活動する意欲のある方

受講料：無料

※新型コロナウイルス感染症の流行状況等により内容が変更になる場合があります。

すべての講座を修了した方へ修了証を交付します。

①市民後見人(必須)

市民後見人候補者名簿に登録され、市長申立の案件で活躍できます。

②法人後見専門員※

市民後見プラザぐんま等に所属し、法人後見の案件で活躍できます。

③生活支援員※

市社協の日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍できます。

※修了証は採用を保証するものではありません。採用・勤務条件等は各法人にお問い合わせください。

